

## 申 立 書

年 月 日

外 務 大 臣 殿

下記の事実に間違いありません。

### 記

- 1 再入国許可（みなし再入国許可も含む。以下同じ。）により出国したところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、再入国許可期限までに入国ができなかった者です。
- 2 本邦において行おうとする活動は、再入国許可による出国前に有していた在留資格（指定書が付されていた場合は指定書の内容を含む。）に該当する活動と同一のものです。  
(注) 「家族滞在」等扶養を受ける活動を行う者は以下も確認して下さい  
 再入国許可による出国前の身分関係から変更はありません。
- 3 日本に在留資格認定証明書の申請代理人がいがないため、在中国日本国大使館において、査証申請を行う必要があります。

国籍・地域

氏名

住所

TEL

### (留意事項)

申請に当たっては、在留カードの写しを添付してください。添付できない事情がある場合は、別途説明書（様式自由）を提出願います。